

---

 マレーシア投資環境

2017年10月

**みずほ銀行**

国際戦略情報部

# 【目次】

## I. 基礎情報

- 【I-1】基礎情報……………P.3
- 【I-2】経済成長の推移……………P.5
- 【I-3】社会・経済の特徴……………P.6
- 【I-4】貿易概況……………P.7
- 【I-5】産業構造……………P.9
- 【I-6】産業の特徴……………P.10
- 【I-7】直接投資動向……………P.11

## II. 投資関連情報

- 【II-1】労働関連情報……………P.14
- 【II-2】主要工業団地・経済特区……………P.16
- 【II-3】会計・税務関連情報……………P.20
- 【II-4】金融関連情報……………P.21

## III. 拠点設立

- 【III-1】進出形態……………P.23
- 【III-2】拠点設立フロー……………P.24

## IV. 各種規制・恩典・参考情報

- 【IV-1】外資規制……………P.26
- 【IV-2】投資誘致……………P.29
- 【IV-3】為替管理制度……………P.33
- 【IV-4】貿易制度……………P.36
- 【IV-5】資金調達……………P.37
- 【IV-6】統括会社……………P.40

## V. その他

- 【V-1】業務提携……………P.43

・基礎情報

・投資関連情報

・拠点設立

・各種規制・恩典・参考情報

・その他



# 【 -1】基礎情報① ～アジア主要国経済指標～

国名	中国	日本	韓国	台湾	シンガポール	香港
人口 (百万人)	1,382.7	126.9	51.2	23.5	5.6	7.4
名目GDP (億USD)	112,183	49,386	14,112	5,286	2,970	3,207
実質GDP成長率 (前年比)	6.7	1.0	2.8	1.4	2.0	1.9
一人当たりGDP (USD)	8,113	38,917	27,539	22,453	52,961	43,528
2017年GDP成長率見込	6.6	1.2	2.7	1.7	2.2	2.4
信用格付(S&P) as of Dec 2016	AA-	A+	AA	AA-	AAA	AAA
国名	インド	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	ベトナム
人口 (百万人)	1,309.3	258.7	69.0	31.7	104.2	92.6
名目GDP (億USD)	22,564	9,324	4,069	2,964	3,047	2,013
実質GDP成長率 (前年比)	6.8	5.0	3.2	4.2	6.8	6.2
一人当たりGDP (USD)	1,723	3,604	5,899	9,360	2,924	2,173
2017年GDP成長率見込	7.2	5.1	3.0	4.5	6.8	6.5
信用格付(S&P) as of Dec 2016	BBB-	BB+	BBB+	A-	BBB	BB-

(出所)IMF - World Economic Outlook Database April 2017 Edition / S&Pのホームページよりみずほ銀行国際戦略情報部作成

(注1) 数値は2016年ベース/2017年GDP成長率見込および斜体箇所はIMF推定値

S&P格付定義: A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。経済状況の悪化に対して大きな不確実性、脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある

(注2) S&P信用格付については2016年12月31日時点



# 【 I - 1】基礎情報② ～マレーシア基礎情報～



## マレーシア基礎データ

- 【人口】 3,166万人(日本の約4分の1、2016年IMF確定値)
- 【面積】 約33万Km<sup>2</sup>(日本の約0.9倍)
- 【首都】 クアラルンプール 人口:約179万人(2016年)
- 【言語】 マレー語(国語)、中国語、タミール語、英語
- 【民族】 マレー系(約68%)、中国系(約24%)、インド系(約7%)
- 【宗教】 イスラム教、仏教、ヒンドゥー教、キリスト教 等
- 【通貨】 マレーシアリングgit(MYRもしくはRM)
- 【政治】 立憲君主制  
元首:ムハンマド5世(第15代国王)  
議会:二院制
- 【GDP】 名目:2,964億ドル、一人当たり:9,360ドル(2016年IMF確定値)
- 【実質GDP成長率】 4.2% (2016年IMF確定値)
- 【主要産業】 製造業(電気機器)、農林業(天然ゴム、パーム油、木材)、  
鉱業(錫、原油、LNG)

## マレーシア概況

- ✓ マレー半島南半分と、ボルネオ島の北西海岸地域(サバ、サラワク州)から成り、3つの連邦直轄区(クアラルンプール、ラブアン島及びプトラジャヤ)と13州で構成される連邦国家。総人口の約8割は半島マレーシアに集中。東マレーシア地域は豊富な鉱物資源に恵まれているが、人口は少ない
- ✓ 主な天然資源は、原油、天然ガス、天然ゴム、パーム油、木材、錫鉱、銅鉱、ボーキサイト鉱等
- ✓ 2015年は、政府系投資会社1MDB<sup>※</sup>の負債問題、政治混乱(ナジブ首相の不正資金疑惑)、原油価格低迷、GST導入に伴う民間消費の減退等により5%成長に留まった。2016年は、民間消費は回復したものの、リングgit安、中国経済の沈静化等が影響し、4.2%成長となった

※1MDB(1 Malaysia Development Berhad)は、ナジブ首相の肝煎りで2009年に設立された政府系投資会社

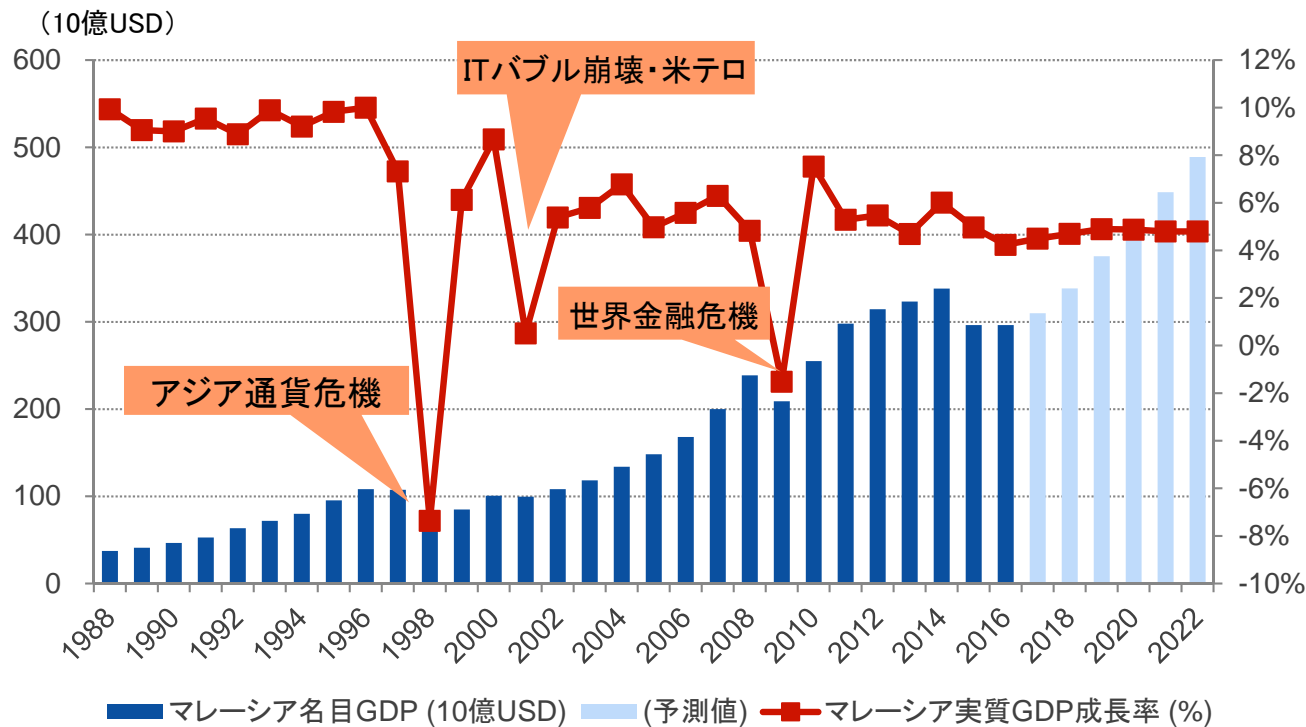
(出所)外務省、JETRO、JCIFレポート、IMFより みずほ銀行国際戦略情報部作成



# 【 I - 2】経済成長の推移

- ◆ 1957年の独立直後は一次産品の天然ゴム・錫に依存
- ◆ 1986年以降、輸出指向型工業化政策を推進、外資の積極的な導入により高成長を維持
- ◆ 1997年に通貨・金融危機に直面するも、IMFの支援を受けることなく独自の経済政策を推進し回復
- ◆ 2015年4月より導入されたGST(消費税)や原油価格下落の影響により、実質GDP成長率は5.0%と2014年比▲1.0%。通貨安の動向や、1MDB問題の行方が経済に与える影響が懸念され、2016年は4.2%と2015年比▲0.8%となり成長率は鈍化傾向

### 名目GDP及び実質GDP成長率推移



### 一人当たりGDP

2016年(単位:USD)	
シンガポール	52,961
香港	43,528
日本	38,917
韓国	27,539
台湾	22,453
<b>マレーシア</b>	<b>9,360</b>
中国	8,113
タイ	5,899
インドネシア	3,604
フィリピン	2,924
ベトナム	2,173
インド	1,723



## 【 I - 3】社会・経済の特徴

- ◆ マレー系、中華系、インド系など、多種多様な民族から構成される多民族国家
- ◆ 独立以前から経済面で大きな力を持つ華人とマレー人との間に大きな格差が存在。格差縮小のための政策（ブミプトラ政策）を長年実施していたが、2009年規制緩和を発表
- ◆ 2010年から市場志向的制度への軌道修正の発表を皮切りに、2020年ロードマップ及び重点投資分野の明示や、補助金削減による財政健全化等、2020年迄の先進国入りを目指に取り組んでいる
- ◆ 天然資源が豊富で、2015年の農林水産業・鉱業のGDPに占める割合は約18%

### 社会・経済等における特徴

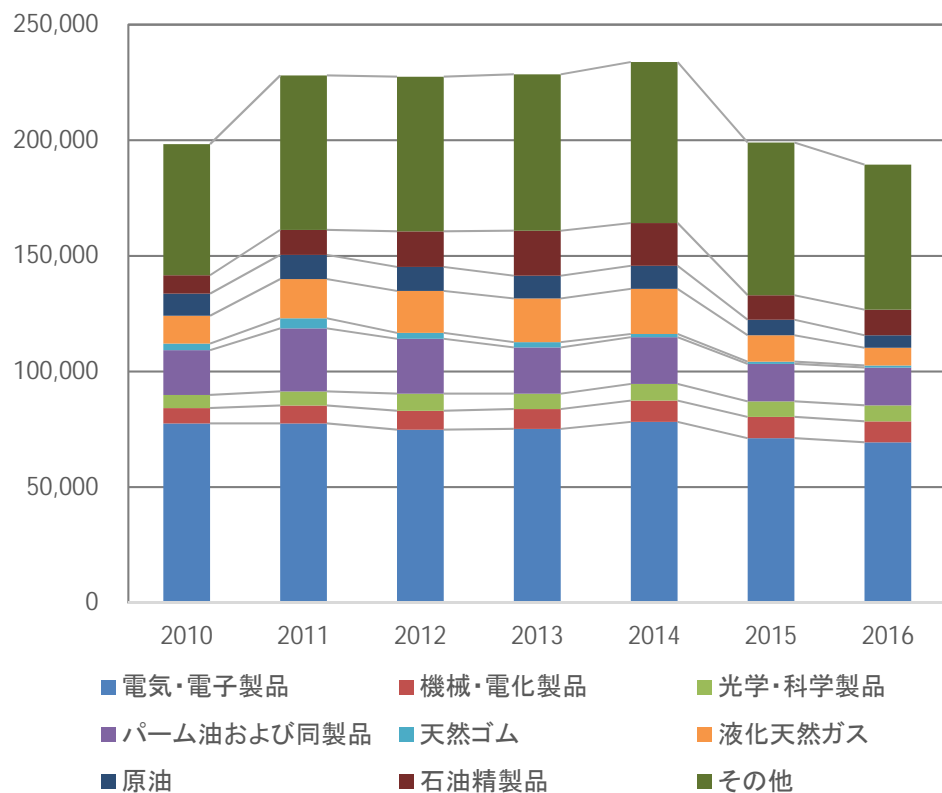
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マレーシアでは、独立以前から華人が経済面では強い影響力をもっており、暴動が起きるほどの経済格差がマレー人との間にあった。そのため、政府はその格差を縮めるためのブミプトラ（土地の子の意味）政策を取り、マレーシア人企業家を育成。その結果、以前ほどの民族間の緊張はなく、マレー系企業のプレゼンスは年々高まりつつあるが、華人企業家は依然として大きな影響力を保持</li> </ul>
経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マレーシアは天然ゴム、パーム油、木材、スズ等の主要産出国であるが、政府の工業化政策のもとで外資進出を梃子に製造業が発展。また、近年のサービス産業のシェア拡大により、農林水産業の相対的地位は低下。2016年、農林水産業・鉱業が同国GDPに占める割合は約17%まで低下している。しかし、貴重な外貨獲得産業であることに変わりなく、同産業の経済貢献度は依然として高い</li> </ul>
政治	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 1957年の独立以来一貫して、各民族・地域代表政党から成る与党連合「国民戦線（BN）」が政権を担う</li> <li>✓ 現在は第6代首相であるナジブ・ラザク首相が政権を率いているが、2014年以降1MDBに関する各種問題（巨額債務や赤字決算、ナジブ首相本人に関する不正資金問題等）により、政権に対する逆風が吹いている</li> </ul>
外交	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マレーシアの外交は、①自由と独立、②善隣友好、③ASEAN域内協力推進、④世界平和の促進と繁栄、⑤国連憲章の遵守の5原則を掲げる</li> <li>✓ 非同盟・中立の方針を柱に、ASEAN諸国やイスラム諸国との協力、米国や中国などの大国と等距離外交、国連活動への積極的参加など多面的な外交を展開</li> </ul>



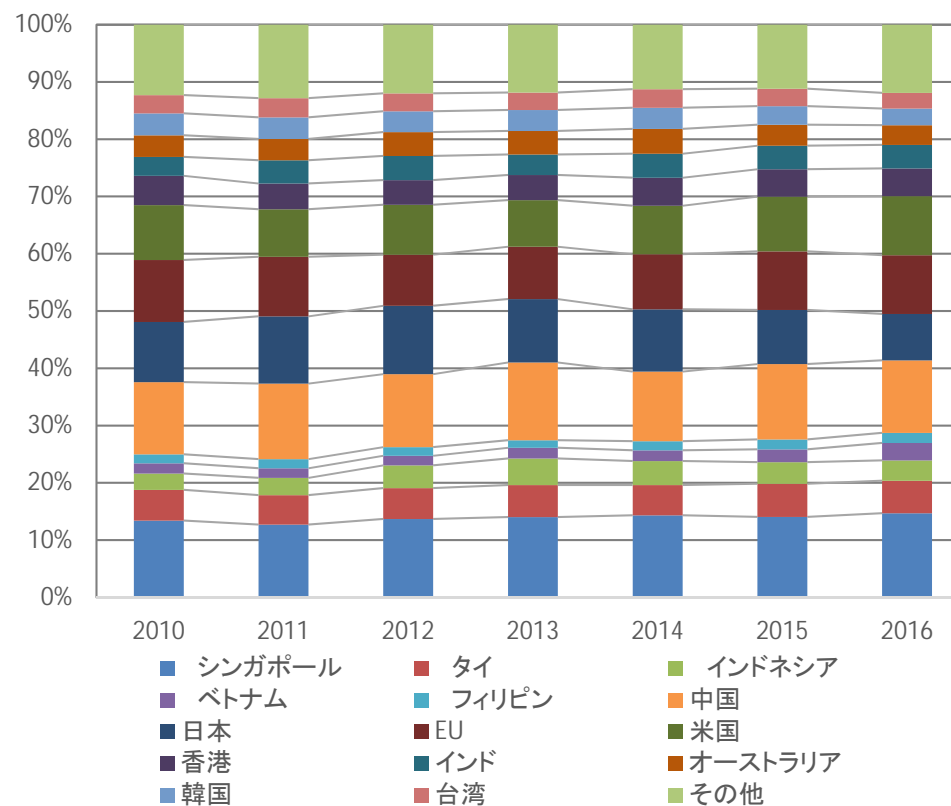
# 【I-4】貿易概況① ～輸出～

- ◆ 品目別では、電気・電子部品が全体の4割弱を占めているが、要因としては、先進国の電気・電子関連企業がマレーシアを輸出品生産拠点と位置付け、生産活動を活発化したことが要因
- ◆ 国別シェアではシンガポール、中国、アメリカ、日本で5割弱を占める

輸出動向(財別 単位:百万USD)



輸出動向(国別シェア 単位:%)



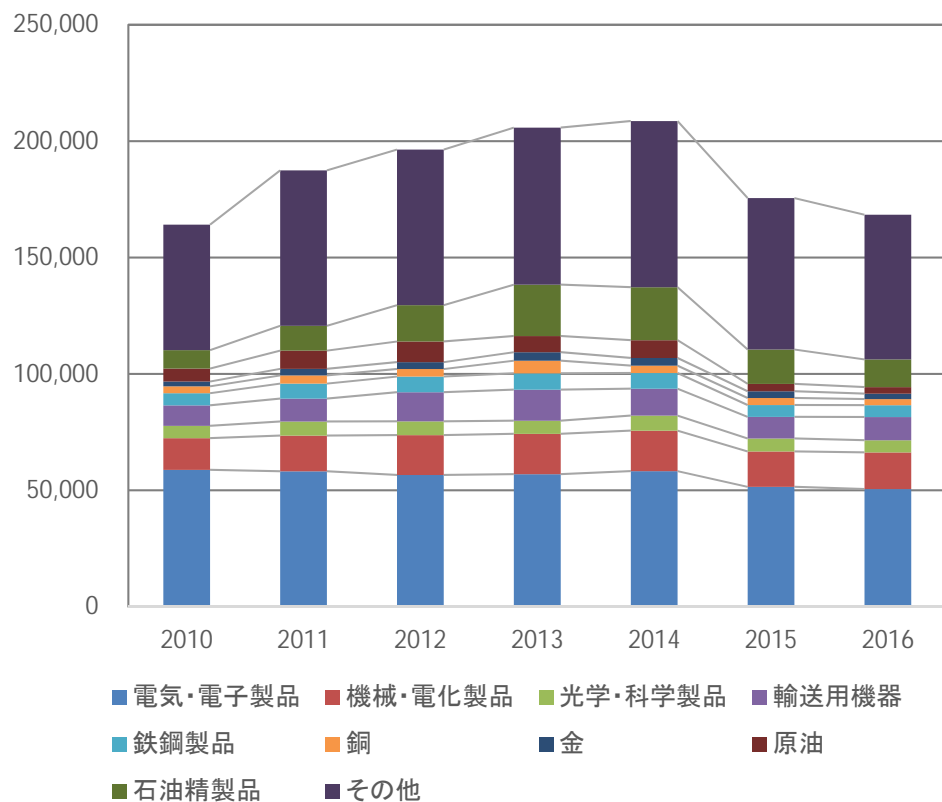




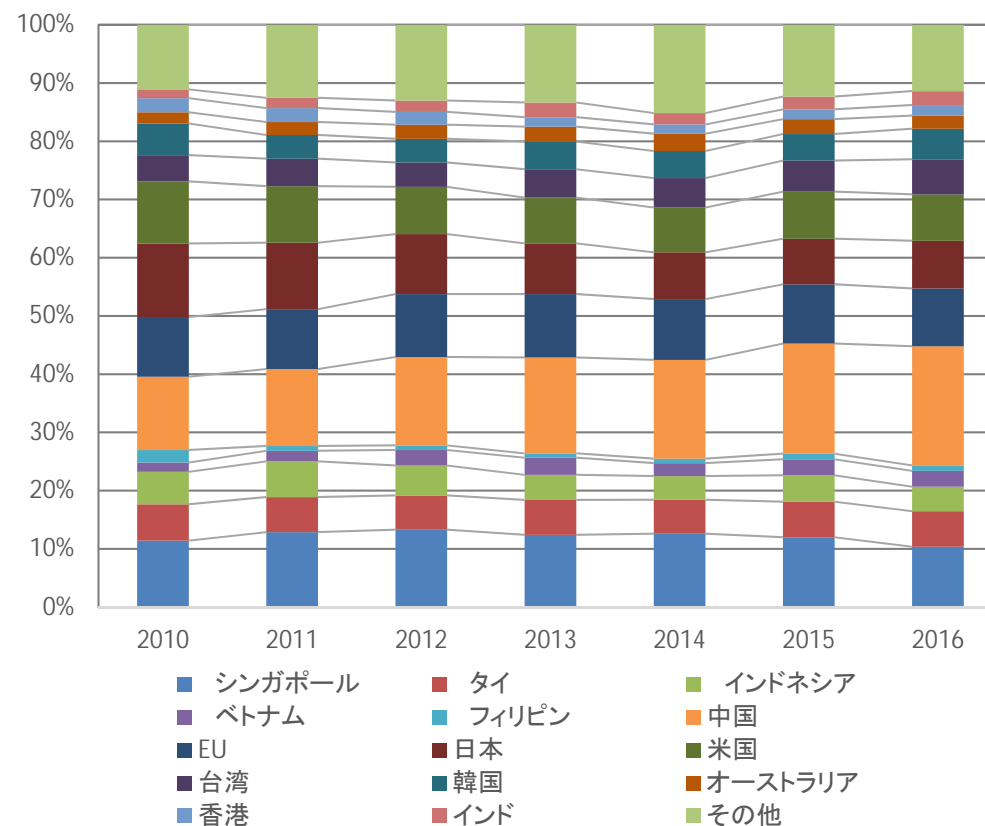
# 【 I - 4】貿易概況② ～輸入～

- ◆ 品目別では、電気・電子部品が全体の約3割を占めており、輸出動向と同様に先進国の電気・電子関連企業がマレーシアを輸出品生産拠点と位置付け、生産活動を活発化したことが要因
- ◆ 国別シェアではシンガポール、中国、アメリカ、日本で5割弱を占めているが、中国の占める割合が増加傾向にある一方で、アメリカ・日本に占める割合は低下傾向にある

輸入動向(財別 単位:百万USD)



輸入動向(国別シェア 単位:%)

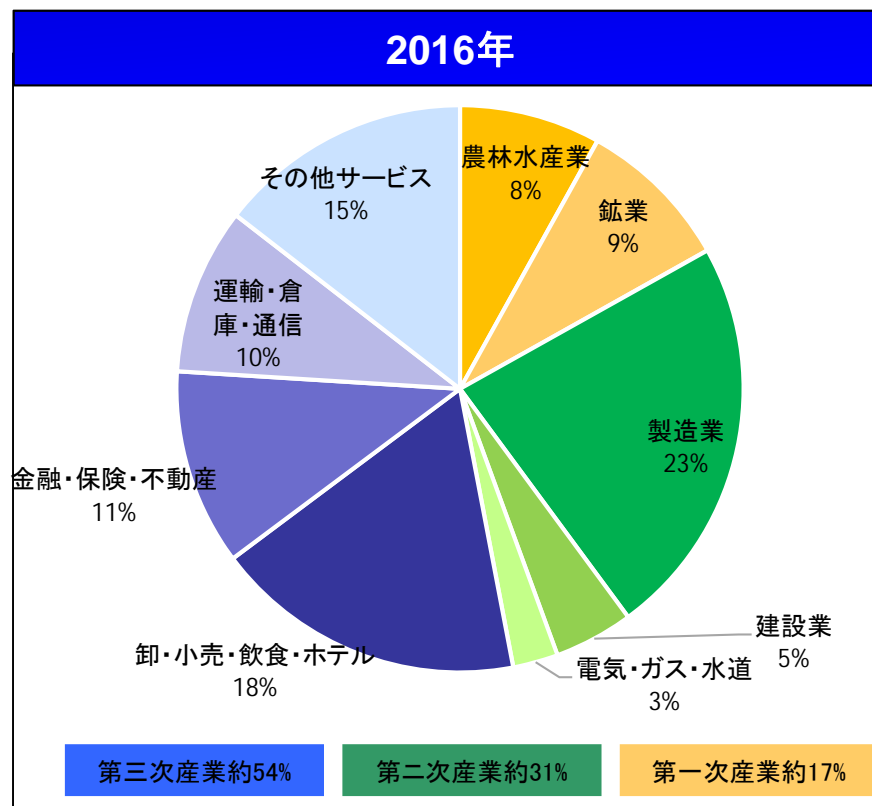
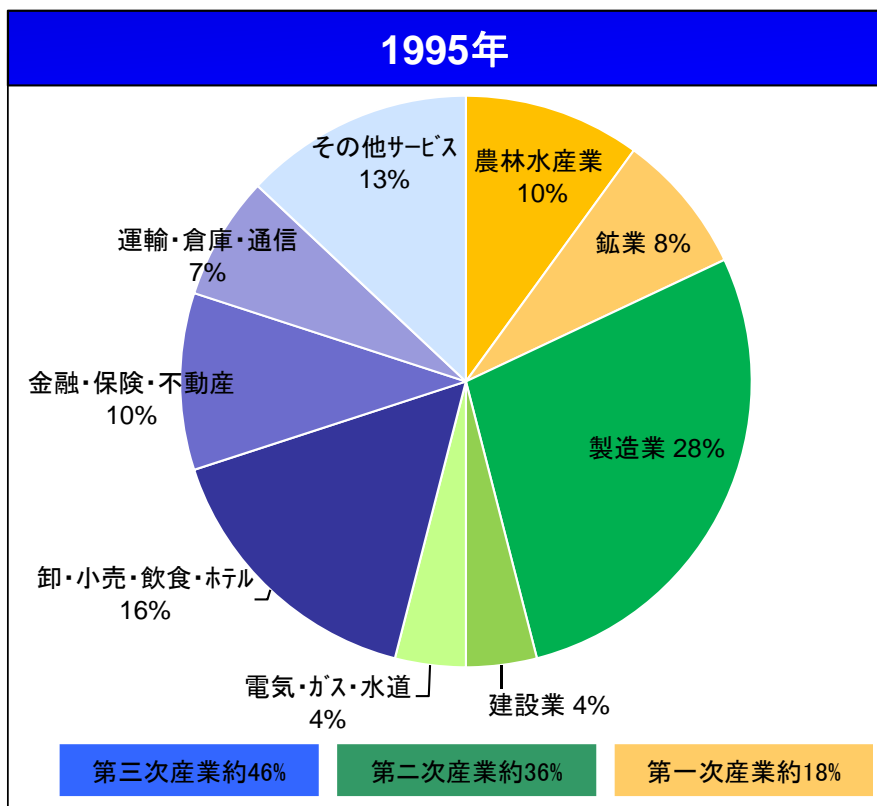




# 【 I - 5】産業構造

- ◆ 製造業は政府の工業化推進策により1995年～2016年の間、23～28%を占め、長年マレーシア経済を牽引
- ◆ 近年は、政府の高付加価値経済化の取組によるサービス業自由化に伴い、卸・小売・飲食・ホテル等が好調
- ◆ 1995年と比較し、第三次産業が占める割合が約8%増加

### 産業別GDP構成比(年比較)





# 【 I - 6】産業の特徴

- ◆ 豊富な天然資源を有し、特に天然ゴム・パーム油・木材・錫・LNG・原油は世界上位の生産量
- ◆ 製造業においては、電気・電子機器、半導体など高付加価値型が中心
- ◆ 外資規制の緩和や外国人観光客の増加などを背景として、近年サービス産業の割合が増加傾向

## 主要産業の特徴と動向

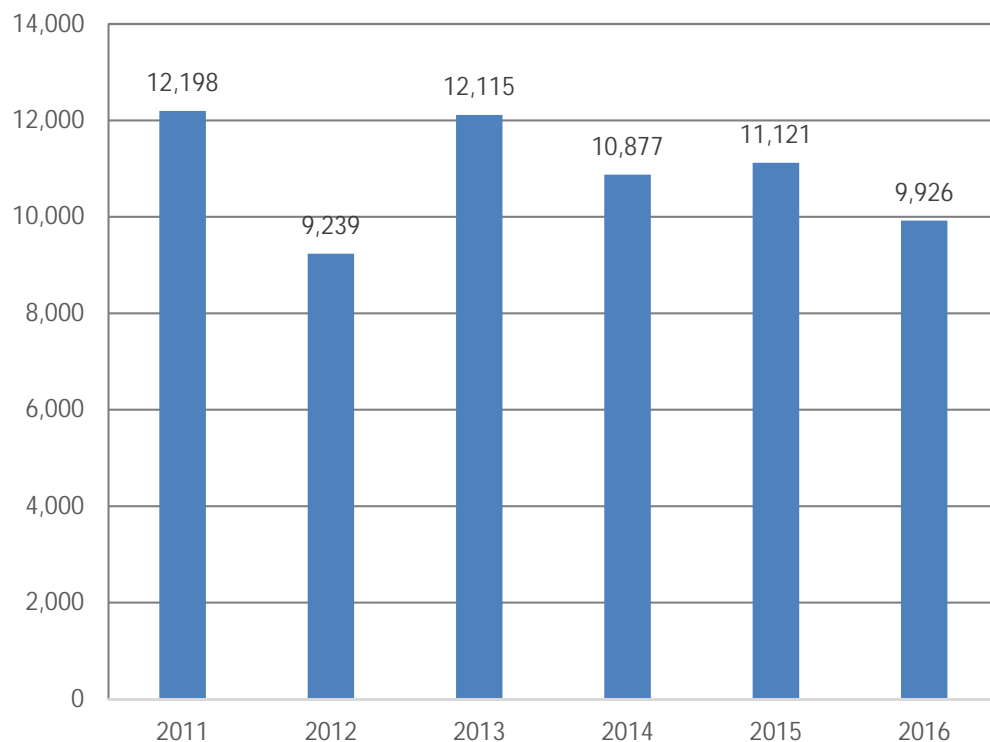
	農林水産業	製造業	サービス業
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 天然ゴムは世界の約4割を生産</li> <li>✓ パーム油はインドネシアと合わせて世界の約9割を生産</li> <li>✓ 林業では、森林保護を目的に伐採制限を実施しているため減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ かつての資源加工型から、輸外型・高付加価値型へと変遷</li> <li>✓ 東南アジアで唯一の国民車メーカーがあり、自動車部品産業の育成にも取組</li> <li>✓ 賃金上昇、熟練労働者不足の問題点あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 情報化社会に向け、マルチメディア関連の情報産業育成に注力 (MSC構想)</li> <li>✓ 国連世界観光機関 (UNWTO、2015年) によると、世界で12番目に外国人観光客が多い国</li> </ul>
近時動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パーム油をバイオ燃料など食用以外に利用する動きが広まり、生産量が拡大</li> <li>✓ 2013年1月より、パーム原油 (CPO) にかかる輸出関税を見直し、市場価格に連動して毎月調整する仕組みとしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政府の重要政策の一つである「新経済モデル」の中で、ハラル製品が成長産業のカテゴリーに含まれている</li> <li>✓ 第11次マレーシア計画 (2016～2020年) では、電気・電子、化学、機械機器、医療機器、航空宇宙の5分野を重点分野とされている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 近年の外資規制・ブミプトラ政策の緩和により、外資が参入することができるサービス業が拡大</li> <li>✓ 今後も随時規制が緩和される予定となっている</li> </ul>



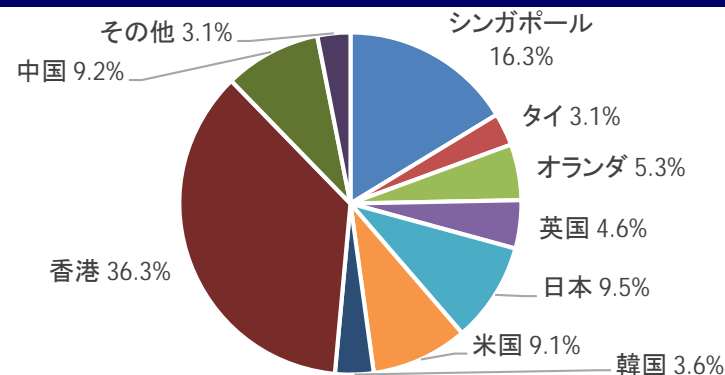
# 【I-7】直接投資動向① ～世界からの投資～

- ◆ 2011年は日本からトクヤマやパナソニック等の大型投資があり、過去最高の直接投資額を計上
- ◆ 2012年は反動により減少したものの、2013年には日本から住友商事や日本製箔の大型投資により、再度過去最高クラスを計上
- ◆ 2016年はサービス業向けの投資が増加したものの、中央銀行による外貨規制の影響による製造業向け投資の減少、油価低迷の影響による鉱業向け投資の減少により2015年に比べて減少
- ◆ 国別シェアでは、香港、シンガポール、日本、中国、アメリカの順となっている

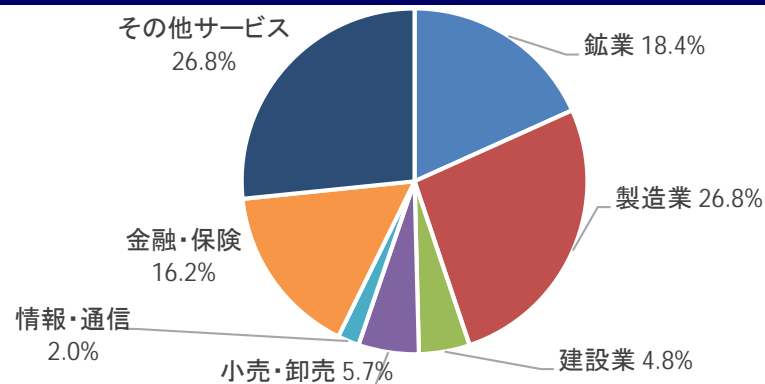
直接投資額推移(単位:百万USD)



直接投資額(国別シェア)



直接投資額(財別シェア)

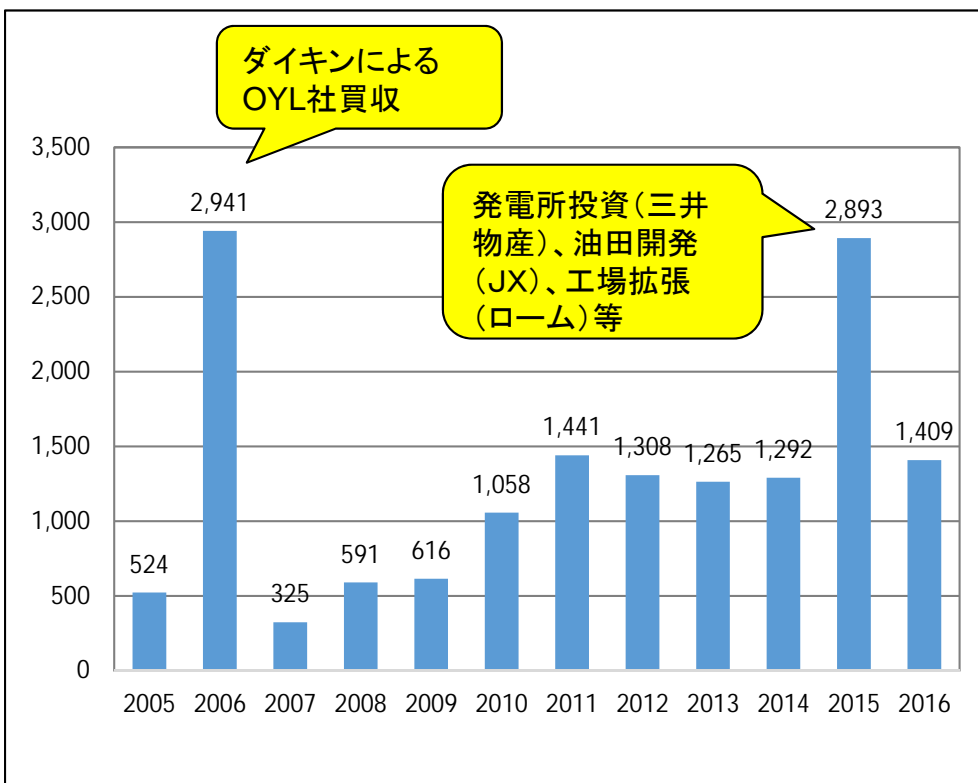




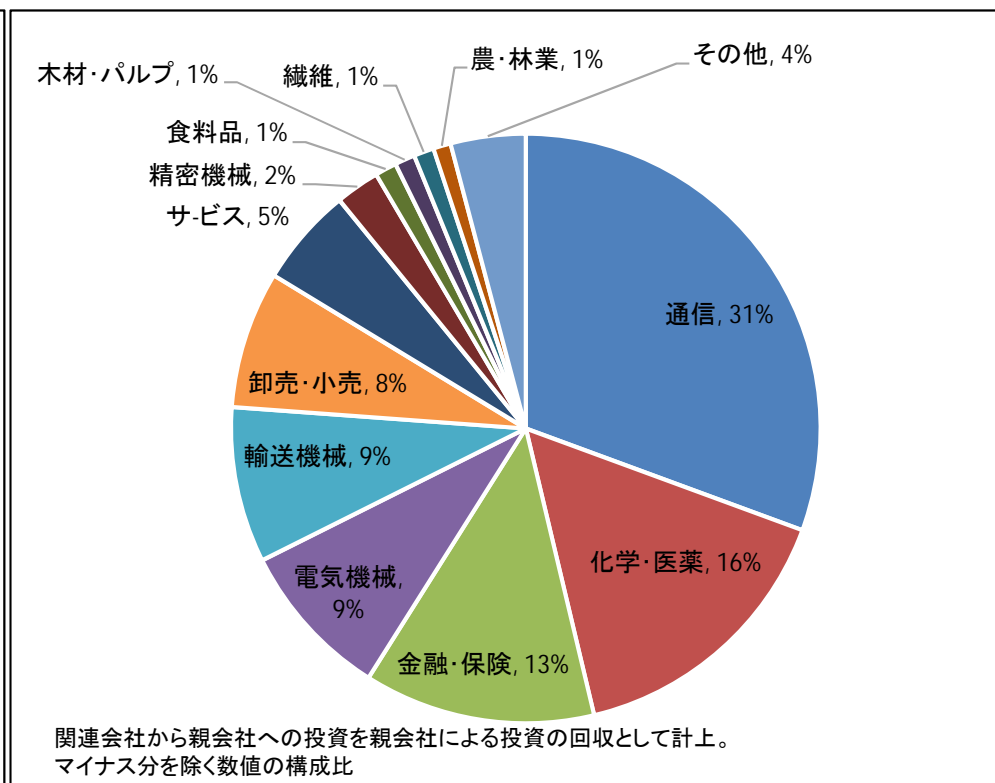
# 【I-7】直接投資動向② ～日本からの投資～

- ◆ 2006年にはダイキンによる大型のM&A(約21億USD)により投資額が過去最高額を記録
- ◆ 2008年から徐々に回復し、近年は14億USD前後で安定的に推移
- ◆ 2015年には新規/更新を含む多数の直接投資有り
- ◆ 業種別では、通信、金融・保険、卸売・小売を合わせ5割超であり、近年サービス業の投資が増加傾向にある

日本からの直接投資額推移 (単位:百万USD)



業種別構成 (2016年)



. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他



## 【Ⅱ-1】労働関連情報① ～ビザ、雇用関連規制～

- ◆ 就労を目的とする滞在には、短期でも就労ビザの取得が必要
- ◆ 就労ビザは、雇用パス・プロフェッショナル・パス、外国人労働者(ワーカー)に対するワークパーミットなどが主
- ◆ 雇用パスの取得要件として、最低月額給与や企業の最低払込資本金などあり
- ◆ マレーシア政府は、「マレーシア人の雇用第一(Malaysians First)」という政策を掲げ、マレーシア人の雇用確保の方針。外国人労働者の雇用が認められるセクターおよび外国人労働者の送出国が認められる国は限定され、外国人労働者には、年次雇用税が課せられる

### ビザ等の取得・留意点

### 現地における雇用・解雇規制

#### 就労ビザ

- ✓ 雇用パス: 通常マレーシア雇用主に雇用される管理職・専門職の外国人に発給(カテゴリー分別あり)
- ✓ レジデンス・パス: 国家重要経済分野において、外国人の優秀な人材誘致を目的に導入
- ✓ プロフェッショナル・パス: マレーシア国外の会社に籍を置いたまま、マレーシア国内で短期就労を行う外国人に発給
- ✓ その他、雇用パスを取得している駐在員の配偶者・子供の滞在ビザおよび就労許可や、マレーシア人の外国人配偶者の就労許可などあり

#### 労働許可証 (Work Permit)

- ✓ 企業は、人的資源省の労働力局およびJobMalaysiaに登録し、求人
- ✓ 外国人労働者を雇用の確認書を労働力局から取得
- ✓ 内務省に必要な人数、送出国等を申請し、認可・雇用税を支払後、外国人労働者雇用の認可書取得
- ✓ 採用決定後、当該外国人労働者の雇用に関する書類について、送出国の大使館認証を取得
- ✓ 入国管理局に照会ビザ(VDR)およびワークパーミットを申請
- ✓ 外国人労働者送出国のマレーシア大使館・領事館で照会ビザ取得
- ✓ 外国人労働者入国時、申請会社の人事担当者・取締役が入国管理局で入国手続き(入国後24時間以内)。通常30日の滞在パス発給。この間、当該労働者の健康診断を行い、健康上適格という診断を得、ワークパーミットのエンドース申請。認可期間は1年。毎年更新を行い、通常3年間認められる(2011年4月より10年までの延長が認められることに)

- ✓ あらゆる職種やレベルにおいてマレーシア人が訓練され、雇用されるようになるのが政府の方針
- ✓ 訓練を受けたマレーシア人が不足している職種には、外国人の雇用が認められる
- ✓ マレーシア社会の民族構成比を反映した従業員構成となるよう、すべての企業に対し努力が求められる
- ✓ 雇用主は外国人労働者の雇用を目的としたマレーシア人従業員の雇用契約の解除禁止(1955年雇用法)
- ✓ 会社の従業員を削減する場合、雇用主に対し、マレーシア人従業員を解雇する前に、同程度の能力の外国人労働者の解雇も要請される(1955年雇用法)
- ✓ 60歳定年が法的に民間企業に導入
- ✓ セクシャルハラスメントに関する規定導入





# 【Ⅱ-1】労働関連情報② ～労働コスト～

業種	国名	日本	中国		香港	韓国	台湾	タイ	シンガポール	マレーシア
	都市名	横浜	上海	深セン	香港	ソウル	台北	バンコク	シンガポール	クアラルンプール
製造業	作業員賃金(一般工職)	2,493	558	366	1,962	1,834	1,039	338	1,703	321
	エンジニア賃金	3,378	1,016	632	2,402	2,353	1,318	636	2,586	709
	マネージャー賃金	4,343	1,774	1,213	3,808	3,313	2,071	1,403	4,050	1,409
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	2,515	973	902	2,270	2,296	1,273	668	2,461	772
	マネージャー賃金	4,332	1,919	1,824	4,001	3,652	2,259	1,442	4,347	1,591
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	1,660	746	704	1,554	2,120	843	309	976	376
	店舗スタッフ賃金(飲食)	872	500	495	1,609	1,529	636	309	837	356
	法定最低賃金	7.98/時	316/月	293/月	4.19/時	1,136/月	657/月	8.35/日～8.63/日	-	223/月(半島部)
	賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	4.32ヵ月分	2.1ヵ月分	1.86ヵ月分	1.6ヵ月分	3.15ヵ月分	2.91ヵ月分	2.83ヵ月分	2.24ヵ月分	1.97ヵ月分
	社会保障負担率 (雇用者負担)	15.226～ 23.976%	39.9%	20.09%～ 34.84%	5% (月額基本給3万香HKD未満) 1,500HKD (月額基本給3万HKD以上)	9.36～41.56%	12.45%	5%	17%	12～13%
	名目賃金上昇率	0.80% (2016)	8.9% (2015)	11.5% (2015)	4.0% (2016)	3.3% (2015)	0.26% (2016/1-10月)	1.03% (2017)	4.90% (2015)	5.55%(管理職) 5.51%(非管理職) (2016)

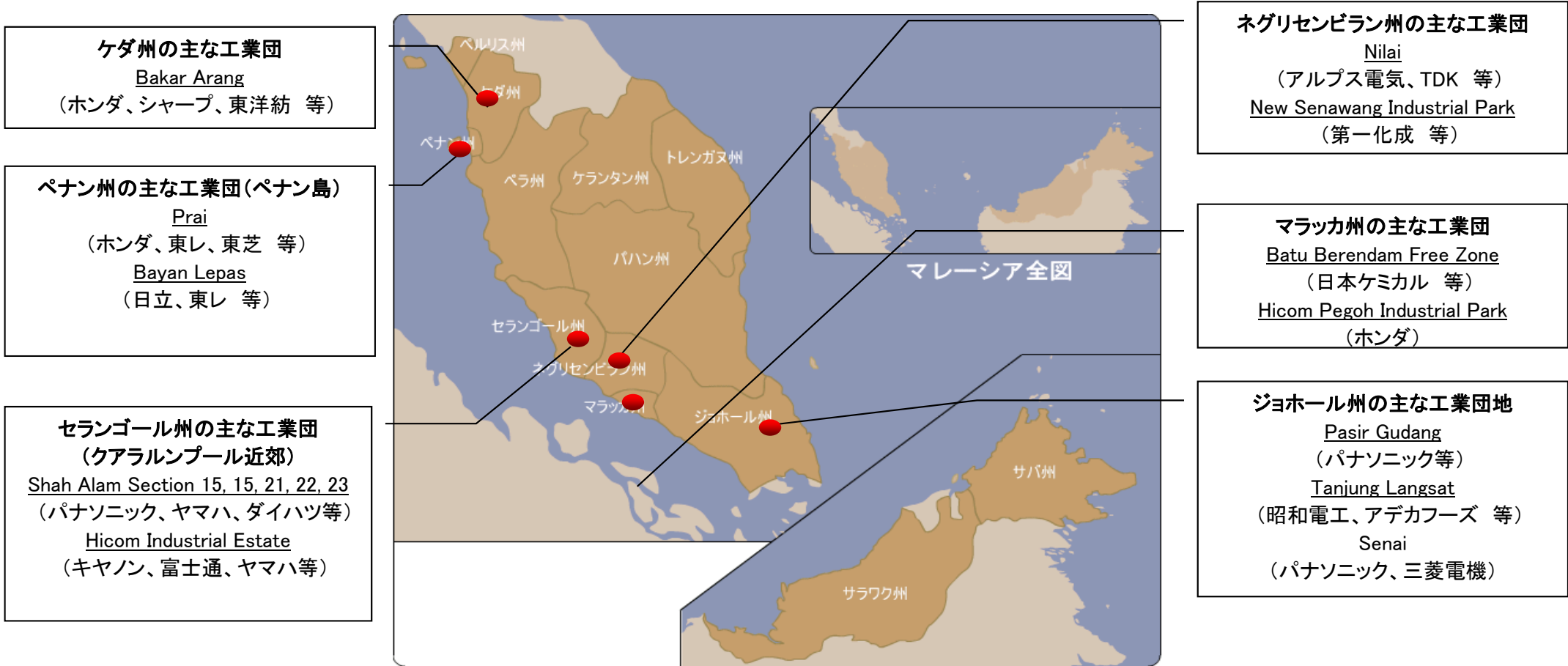
業種	国名	フィリピン	インド	インドネシア	ベトナム	カンボジア	ラオス	ミャンマー		
	都市名	マニラ	ニューデリー	ムンバイ	ジャカルタ	ハノイ	ホーチミン	プノンペン	ビエンチャン	ヤンゴン
製造業	作業員賃金(一般工職)	255	213	256	320	191	214	175	140	124
	エンジニア賃金	418	474	590	459	424	411	391	376	272
	マネージャー賃金	921	1,062	1,454	1,008	973	846	885	727	694
非製造業	スタッフ賃金(一般職)	492	609	544	455	431	453	346	295	350
	マネージャー賃金	1,310	1,686	1,569	1,151	962	1,095	906	628	1,069
	店舗スタッフ賃金(アパレル)	278～301	379～464	339～988	274～324	n.a.	203～226	100～170	159～183	109
	店舗スタッフ賃金(飲食)	278～301	325～398	184～590	207～253	n.a.	171～185	120～200	98～122	62
	法定最低賃金	9.14～9.89/日	143/月(非熟練工) 159/月(準熟練工) 175/月(熟練工)	116/月(非熟練工) 123/月(準熟練工) 130/月(熟練工)	251/月	169/月	169/月	153/月	110/月	2.62/日
	賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1.95ヵ月分	1.63ヵ月分	1.48ヵ月分	1.96ヵ月分	1.53ヵ月分	1.42ヵ月分	0.95ヵ月分	0.86ヵ月分	1.18ヵ月分
	社会保障負担率 (雇用者負担)	8.62%+100PHP	13.36%	13.36%	10.24～11.74%	22%	22%	2.1%	6% (月額報酬450万LAK以下) 27万LAK (月額報酬450万LAK超)	7%(60歳以下) 7.5%(61歳以上)
	名目賃金上昇率	2.08～2.25% (2016)	10.2% (2015)	10.1% (2015)	14.80% (2016)	n.a.	n.a.	9.3% (2017)	n.a.	n.a.





## 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区① ～概観～

- ◆ マレーシアの全域に工業団地が整備されており、250箇所以上の工業団地が存在
- ◆ 日系企業はセランゴール州(クアラルンプール近郊)、ペナン州、ジョホール州に多くの拠点を設立





# 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区② ～セランゴール州～



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
ブキットラジャ工業団地	セランゴール州開発公社 Tel: 603-79572955/79575066/79574144	KL 国際空港から60km	クラン港から10km	クランから5km	・カシオ ・古河電工 ・東京特殊電線 ・ポッカサッポロ など	港へのアクセスが便利。家電、電子関連を中心とする日系企業が入居 工業団地借料 3.92USD/m <sup>2</sup> /月
シャーアラム工業団地	セランゴール州開発公社 Tel: 603-79572955/79575066/79574144	KL国際空港から50km	クラン港から25km	クランから4km	・ヤマハ発電機 ・ダイハツ工業 ・パナソニック ・フジクラ など	開発面積: 34ha 家電、自動車、化学、電子関連日系企業が入居
テロック・パンリマ・ガラン工業団地	セランゴール州開発公社 Tel: 603-79572955/79575066/79574144	KL 国際空港から40km	クラン港から20km	クランから9km	・NEC ・東芝 ・日東精工 など	港へのアクセスが便利。家電、化学関連日系企業が入居 工業団地購入 97USD/m <sup>2</sup> /月
スバン・ハイテク工業団地	Europlus Corporation Sdn. Bhd. Tel: 603-21649899	KL 国際空港から40km	クラン港から40km	—	・トヨタ自動車 ・フジクラ ・富士通 など	マレーシア初の民間工業団地。KLから至近距離にある。自動車、電子関連企業が入居
ハイコム工業団地	Europlus Corporation Sdn. Bhd. Tel: 603-21649899	KL国際空港から60km	クラン港から20km	シャーラムから7km	・ブリヂストン ・キヤノン ・TDK ・三井金属 ・住友電工 など	港へのアクセスが便利。自動車部品、家電、電子関連企業が入居
バンギ工業団地	マレーシア工業団地(株) Tel: 603-2613177	KL国際空港から15km	クラン港から60km	カジャンから6km	・日立製作所 ・デンソー ・スミダ電機 ・大正製薬 など	自動車部品、家電、電子関連企業が入居
スンガイウェイ自由貿易区	セランゴール州開発公社 Tel: 603-7572955	KL国際空港から50km	クラン港から25km	クアラルンプールから12km	・パナソニック ・オムロン ・セイコー・エプソン ・タムラ製作所 など	家電、電子関連企業が入居



# 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区③ ～ネグリセンビラン・ペナン・マラッカ州～

## ネグリセンビラン州 工業団地



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
ニラ 工業団地	ネグリセンビラン州開発公社 Tel: 606-723251	KL国際空港から20km	クラン港から80km	セレンバンから26km	・アルプス電気 ・TDK ・住友軽金属 など	家電、自動車関連部品の日系企業が入居
セナワン 工業団地	ネグリセンビラン州開発公社 Tel: 606-723251	KL国際空港から20km	クラン港から90km	セレンバンから7km	・メテック北村 ・日立金属 ・コクヨ など	開発面積: 118ha 家電関連を中心とする日系企業が入居
新セナワン 工業団地	Senawang Land Sdn.Bhd. Tel: 606-723251	—	—	クアラルンプールから70km	・第一化成 ・TOTO など	

## ペナン州・マラッカ州 工業団地



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
プライ 自由貿易区	ペナン開発公社 Tel: 604-6340111 E-mail: Enquiry@pdc.gov.my	ペナン国際空港から20km	ペナン港から20km	—	・本田技術 ・キャン電子 ・大日本インキ ・東レ ・東芝 など	港、空港へのアクセスが便利。日系企業進出が最大。自動車、家電、電子関連企業が入居
バヤン・レパス 自由貿易区	ペナン開発公社 Tel: 604-6340111 E-mail: Enquiry@pdc.gov.my	ペナン国際空港から5km	ペナン港から20km	バジージュタウンから14km	・クラリオン ・日立製作所 ・神戸製鋼所 ・三和シャッター ・リヨービ など	港、空港へのアクセスが便利。家電、電子関連企業が入居

団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
バツ・ブレンダム 自由貿易区	マラッカ州開発公社 Tel: 606-2825711	KL国際空港から90km	クラン港から130km	マラッカから5km	・日立マクセル ・日本ケミカル など	家電関連を中心とする日系企業が入居



# 【Ⅱ-2】主要工業団地・経済特区④ ～ケダ州・ジョホール州～

## ケダ州 工業団地



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
バカラン工業団地	ケダ州開発公社 Tel: 604-7752455 E-mail: techno@jtsb.jcorp.com.my	ペナン国際空港から40km	ペナン港から30km	アロースターから75km	・本田技研 ・シャープ ・住友ゴム ・東洋紡 など	開発面積:225ha 自動車、家電、電子関連企業が入居
クリム工業団地	ケダ州開発公社 Tel: 604-7752455 E-mail: techno@jtsb.jcorp.com.my	ペナン国際空港から30km	ペナン港から25km	アロースターから107km	・日立製作所 ・ヨコオ など	開発面積:174ha 家電、電子関連企業が入居
クリムハイテクパーク	クリム・テクノロジーパーク社 Tel: 604-7302420	ペナン国際空港から30km	ペナン港から25km	アロースターから120km	・富士電機 ・HOYA ・昭和電工 など	開発面積:1,440ha マレーシア最初のハイテクパーク。州政府は、電気・電子、IT、マルチメディア分野のセンターとして位置づけ

## ジョホール州 工業団地



団地名	運営業者	空港アクセス	港湾アクセス	市街地アクセス	入居日系企業例	備考
パシールグダン工業団地	Johor Technopark Sdn.Bhd Tel: 607-2226922 E-mail: techno@jtsb.jcorp.com.my	セナイ国際空港より45km	パシールグダン港に隣接	ジョホールバルから36km	・パナソニック ・船井電機 ・日立化成 ・住友ベークライト ・出光興産 など	開発面積:1,461ha ジョホールバルから北東36に位置し、港へのアクセスが便利。家電・化学関連日系企業が入居
テブラウ工業団地	Johor Technopark Sdn.Bhd Tel: 607-2226922 E-mail: techno@jtsb.jcorp.com.my	セナイ国際空港より20km	タンジュンペレバス港から30km	ジョホールバルから11~16km	・住友電装 ・住友電気工業 ・千代田インテグレ ・ブラザー工業 ・シャチハタ など	開発面積:220ha 電機関連を中心とする日系企業が入居
セナイ工業団地	Johor Technopark Sdn.Bhd Tel: 607-2226922 E-mail: techno@jtsb.jcorp.com.my	セナイ国際空港近隣	タンジュンペレバス港から40km	ジョホールバルから32km	・パナソニック ・三菱電機 ・日立金属 ・日立工機 など	開発面積:297ha 空港へのアクセスが便利。家電関連を中心とする日系企業が入居





## 【Ⅱ-3】会計・税務関連情報

- ◆ 企業は、事業の管理および統制がマレーシアで行われていれば、居住者とみなされる
  - 最低1回の取締役会議が実際にマレーシアで開催され、かつ当該会議の開催を記録した議事録があれば、通常、マレーシア内国歳入庁(IRB)は、当該企業をマレーシアの税務上の居住者とみなす
- ◆ 所得がマレーシア国内を源泉とする、あるいは、マレーシア国外から送金され国内で受領したものである場合、当該所得は原則としてマレーシアで課税
  - 現在では個人、会社(銀行業、保険業、空海運業は除く)等がマレーシア国内で受領した外国源泉所得は、免税の対象

### 主要な会計制度

- ✓ 法人税の課税対象所得は以下の通り
  - ①商取引、専門職業、事業から生じた利得および利益、②雇用から生じた利得または利益(給与、報酬など)、③配当、利子、割引料、④賃貸料、ロイヤルティー、保険料、⑤恩給、年金、またはそれ以外の定期収入、⑥その他の所得の性質を有する利得または利益
- ✓ 法人税率について
  - 中小企業(SME: 払込資本金が250万MYR以下)の場合
    - : 課税所得50万MYRまで19%、2017課税年度より18%
    - 課税所得50万MYRを超える分24%
  - 払込資本金が250万MYR超の場合
    - : 24%(2017、2018課税年度のみ、事業所得が前年度より増えた場合、その増加率に応じて増加部分にかかる税率が20~23%に引き下げ)
- ✓ その他、個人所得税、物品税、源泉徴収税、印紙税、不動産譲渡益税、物品・サービス税(GST)などがある

### 租税条約の締結状況

国名	利子	ロイヤル ティー	技術 指導料	備考
日本	10%	10%	10%	【全体】 2017年2月時点、76カ 国と二重課税を回避す るための租税条約を締 結・批准し、発効済
シンガポール	10%	8%	5%	
インドネシア	10%	10%	10%	
タイ	15%	10%	10%	【配当】 マレーシア居住会社か ら支払われる配当には 源泉税が課されない
フィリピン	15%	10%	10%	
ベトナム	10%	10%	10%	
ラオス	10%	10%	10%	
ミャンマー	10%	10%	10%	
インド	10%	10%	10%	



## 【Ⅱ-4】金融関連情報

- ◆ マレーシアの金融制度は、従来型の金融制度とイスラム金融制度から成り立つ
- ◆ ライセンス銀行は、商業銀行27行、投資銀行11行、イスラム銀行19行に大別
- ◆ 1989年11月にラブアン連邦直轄区を国際オフショアセンターに指定し、1996年2月にラブアン・オフショア金融サービス監督庁を創設(現在はラブアン・金融サービス監督庁: Labuan FSAに改称)
- 現在53行がオフショアバンクライセンスを有し、主に外貨建ての貸出・預金業務と保証業務を営む

### 現地金融関連動向

- ✓ 2020年の先進国入りを目指すマレーシアにおいて、金融セクターをマレーシア経済の高度化、高所得経済への移行における重要なドライバーと位置づけ、2011年12月に金融部門ブループリントを発表。9項目を重点項目とし、各種施策を実施
- ① 高付加価値と高所得経済の実現のための効果的な金融仲介機能
- ② 深くダイナミックな金融市場の開発
- ③ より一層の繁栄共有のための金融包摂の進展
- ④ 域内及び国際金融統合の強化
- ⑤ イスラム金融の国際化促進
- ⑥ 金融システム安定化のための規制・監督体制強化
- ⑦ 経済効率向上のための電子決済の普及
- ⑧ 消費者のエンパワメント
- ⑨ よりダイナミックな金融セクターを支援する人材開発
- ✓ 具体的な動きとして、2013年7月にノンバンクを対象とした個人ローン抑制策を発動、2015年4月にオンラインによる請求書支払システム「JomPAY」を発表、2016年2月に国内金融サービス産業に従事する職員の能力と専門性の工場を目的とした中核的研究施設(ACE)を起工(2018年完成予定)

### イスラム金融

- ✓ イスラム金融とは、イスラム法(シャリア)に則した金融取引の総称であり、主なポイントは3点
- ① 利子(riba / リバー)の概念の禁止
- ② 資金提供者と債務者双方によるProfit & Loss Sharing
- ③ イスラムの教えに反する事業に絡む取引の禁止  
(例: 利子、豚肉、アルコール、賭博など)
- ✓ イスラム金融の主なスキーム  
ファイナンス(ローン)

名称	形態	金利の代替
Murabahah(ムラバハ)	商品の売買	商品の売買益
Ijarah(イジャラ)	リース	リース料
Istisna'(イステスナ)	製造委託	利益
Mudharabah(ムダラバ)	出資	配当
Musyarakah(ムシャラカ)	共同出資	配当

#### タカフル(保険)

名称	性質
Family Takaful(ファミリー・タカフル)	生命保険
General Takaful(ジェネラル・タカフル)	傷害保険

. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他



# 【Ⅲ-1】進出形態

## 現地進出形態

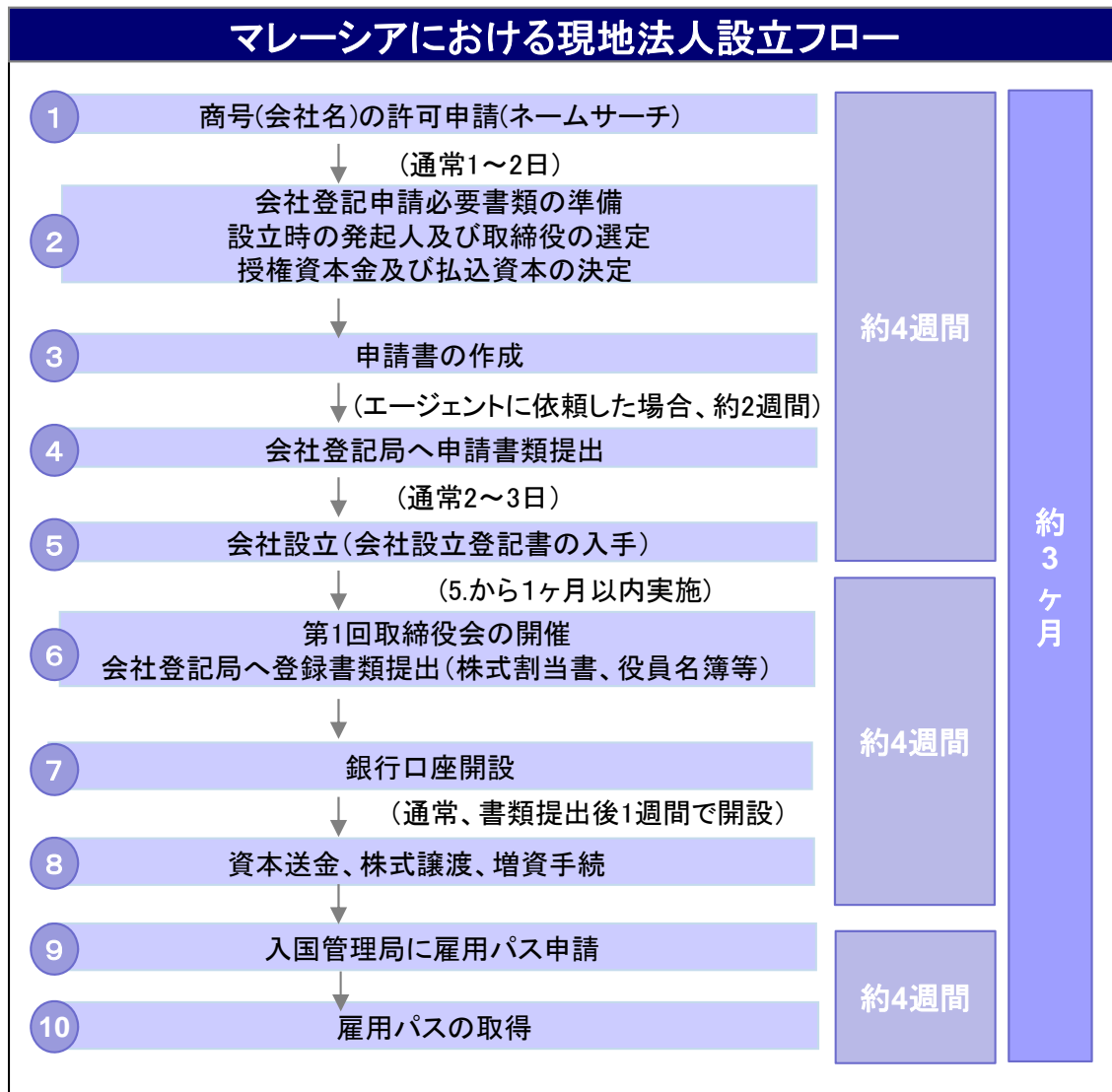
項目	現地法人	支店	駐在員事務所/地域事務所
概要	外国企業が会社を設立する場合は、株式有限責任会社 (Company Limited by Shares) を選択するのが一般的 株式有限責任会社は、社名の後に「SDN. BHD.」を付ける	建設工事等の短期プロジェクト案件など、政府または政府関係機関との合同プロジェクトに参加する場合を除き、認可が取得困難	通常の認可期間は2~3年。延長も場合により可能。主として将来の工場建設の事前調査、その他マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に制限される
最低資本金	RM 2	N.A.	N.A.
外資比率	製造業:原則100% その他:70%以下(業種によっては100%)	N.A.	N.A.
登記料	現法の授權資本が基準(RM1,000~70,000)	本社の授權資本金額に応ずる	N.A.
活動制限	特に無し	特に無し (卸・小売業における支店開設は不可)	市場調査、R&D、無償アフターサービス等に限定 売上をもたらす事業は不可 2~3年毎の更新、10年程度で打ち切られることも有
設立に必要な期間	約3ヶ月		約2ヶ月
Pros	許認可やライセンスが取得しやすく、また製造業等の業種では税制上の優遇措置が受けられる	資本金が不要であるが、商取引やビジネス活動を行うことが可能となる	手続が簡易であり、初期費用も少ない
Cons	駐在員のワークパーミットを取得するためには一定の出資をしなくてはならない	許認可・ライセンスを取得できない業種が多々	商取引やビジネス活動ができず、将来の進出に向けた情報収集等に留まる
取締役	マレーシア居住者(雇用パス取得者を含む)が最低1名以上必要	—	—
監査	要	要	不要
会社秘書役 /会社登記所年次報告	要/要(定時株主総会含む)	要/要	不要/不要
法人税	24% (資本金RM250万以下は課税所得RM50万まで20%低減措置有り)	24%	無
個人所得税	0~26%までの累進課税。非居住者は26%	同左	同左(地域事務所はマレーシア滞在日数相当分のみに課税)
外国人雇用パス	要(外資100%の場合、払込資本RM50万以上必要)	要(政府プロジェクト関連以外では取得が困難)	要(比較的容易。場合によっては複数可)
受取サービス料に 対する源泉税	無	有 サービス料の10%	N.A. (非居住者からの請求書を出せばサービス料10%)
利益回収の方法	配当金	本支店間勘定の付替	N.A.
閉鎖難易度	難(清算人による清算)	中(登録抹消、法人税のクリアランス要)	易(登録抹消)





# 【Ⅲ-2】拠点設立フロー

◆ マレーシアにおける現地法人設立の流れは以下のとおり



- ### 備考
- ✓ **会社設立登録の流れ**
    - ▶ 現法及び外国法人の支店を設立する場合は、会社登記所(CCM)へ申請が必要
    - ▶ 社名許可後、3ヶ月以内に設立登記を行わなければならない
  
  - ✓ **発起人及び取締役の選定**
    - ▶ 会社法上、最低1名の“居住”取締役の任命が必要。“居住者”とは、雇用パス等の長期滞在ビザを持つ外国人も含まれる
    - ▶ 発起人も最低2名必要。通常、会社設立後、増資を行う際、発起人から法人に株式を譲渡する方法がとられる(最低払込資本はRM 2)
  
  - ✓ **会社秘書役(Company Secretary)**
    - ▶ 会社法により、会社秘書役という有資格者を1名以上任命することが義務付けられている
    - ▶ 会社秘書役は株主総会・取締役会における手続のアドバイス、議事録・決議書の作成、取締役変更、年次報告書の法定届出等の諸手続を行う
    - ▶ 会社設立登記手続についても、会社秘書役が登記書類の作成・登記手続を代行する
  
  - ✓ **会社設立に伴う費用**
    - ▶ 会社名登録: RM 30-
    - ▶ 会社設立登記: RM 1,000 - RM 70,000  
(授權資本の金額により登記費用が異なる)

. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他



## 【IV-1】外資規制① ～概観～

- ◆ 製造業は一部業種を除いて100%の出資が可能
- ◆ 非製造業においてはブミプトラ資本(※)の一部出資が条件とされる業種あり
- 2009年4月以降、政府は資本規制緩和・撤廃を発表
- 外資100%出資が認められる産業、分野が拡大

### 外資規制

規制業種	国家権益に関わる事業(水、エネルギー、電力供給、放送、防衛、保安等)に関しては外資参入を30%または49%に制限
出資比率規制	<p>製造業:なし(完成車製造は制限あり)            非製造業:従来は70%(ブミプトラ資本30%必須)            Principal Hub、Multimedia Super Corridor等のステータスを取得した会社は100%外資での設立が可能</p> <p>《2009年4月以降の動き》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ サービス産業の一部(電子計算機関連サービス、観光サービス等27分野)でブミプトラ資本30%規制を撤廃</li> <li>✓ 金融・保険業では外資規制撤廃(但し外資・内資に関わらず、5%以上の株式取得に際し、マレーシア中央銀行の事前承認が必要) ※2013年金融サービス法</li> <li>✓ 流通取引サービス(販社・サービス業の一部)でブミプトラ資本30%規制を撤廃</li> </ul>

(注)ブミプトラ資本とは土着マレー人及び先住民族の資本を指す。マレー人と華人の民族経済格差是正を目的とした政府のブミプトラ政策によるもの



## 【IV-1】外資規制② ～流通取引業における外資参入規制～

- ◆ 流通取引サービス業(小売・卸・商社・フランチャイザー等)が進出する際は、国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC)の認可を取得する必要あり
- ◆ MDTCCの認可書が入国管理局への雇用パス申請時に必要な書類
- ◆ 通常、最低払込資本金はRM1百万(約30百万円)
- ◆ MDTCCガイドラインでは、外資による流通取引業は、人事運用について、“ブミプトラの取締役を任命する”と記載あり
- 実態的には、ハイパーマーケット等のブミプトラ資本条件が課されている事業以外は、対象外となっている

### MDTCCガイドライン記載の外資規制

#### 専門店の場合

- ・専門店(※)
  - 最低資本金RM1百万  
(1店舗あたりRM1百万)
  - 路面店または店舗床面積が5000㎡ 以上の場合は、現地の小売業への影響を勘案して認可する

#### ハイパーマーケット・デパートの場合

- ・ハイパーマーケット  
(販売フロア面積5,000㎡以上)
  - 最低資本金RM50百万
  - 最低30%のブミプトラ資本要
- ・デパート
  - 最低資本金RM20百万
  - 最低30%地場中小企業製造商品の陳列要

#### 外資規制業種

- ・外資禁止業種
    - スーパーマーケット  
(販売フロア面積3,000㎡未満)
    - 食料品店／一般販売店
    - 新聞、雑貨品の販売店
    - ガソリンスタンド
    - 宝石店
    - レストラン(高級店でない)
- 等

※専門店の定義: 一つの商品に関連して、一つの主なブランド品/商品/商品ラインを扱う店舗



## 【IV-1】外資規制③ ～物流業における外資規制～

- ◆ 物流業の外資規制は、事業内容に応じて管轄機関、規制内容が異なる
- ◆ 資本規制が多く残るため、進出に際してはローカルパートナーの選定を要する(IILS資格を取得した場合、独資進出可)

事業内容	管轄機関	規制内容
陸運	陸路公共交通委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 商業車両ライセンスが必要。ライセンスはクラスA(貨物)、A(コンテナ)、C(会社所有の物品の輸送)に分かれている</li> <li>✓ クラスA(貨物)は<b>51%のマレーシア資本(うちブミプトラ資本最低30%)</b>、クラスCは外資100%が認められている。最低払込資本金は共にMYR25万で運転資金としてライセンスを取得する車両の価格の30%が要求される。クラスA(コンテナ)のライセンスは現在凍結中</li> </ul>
海運	運輸省	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国内船舶ライセンスが必要。マレーシア船籍の場合、認可条件の達成度合によってライセンス期間は変わる(最大2年)。2年の場合、<b>最低30%のブミプトラ資本</b>。また取締役会メンバーの3割以上がブミプトラ、事務系スタッフの30%以上、船員の75%以上がマレーシア人、船齢10年未満の船舶であることなどの認可要件あり</li> <li>✓ 外国船籍の場合最長認可期間は3ヶ月で資本条件はない</li> </ul>
空運 (航空宅配便)	マレーシア通信・マルチメディア委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ クーリエライセンスが必要。ライセンスはクラスA(国内/海外)、クラスB(国内/インバウンド)、クラスC(特定地域)に<b>100%外資が認められる</b>。最低払込資本金はそれぞれRM100万、RM50万、RM10万</li> </ul>
倉庫業	州税関/地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保税倉庫の場合、①私設保税倉庫と②一般保税倉庫に分類。①は自社のために保有する形態で100%外資可。②は多数の企業の物品を扱う形態で<b>最低30%のブミプトラ資本</b>を要する。</li> <li>✓ 非保税倉庫は税関の管理下になく、地方自治体が管轄。外資規制はない</li> </ul>
航空会社代理店	州税関	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>外資100%可</b></li> </ul>
通関業	州税関	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 最低51%のブミプトラ資本条件とするものの、<b>現在新規ライセンス凍結中</b></li> <li>✓ MIDA管轄のIILS(国際総合物流サービス)資格を取得することで、通関ライセンスが取得可となる</li> </ul>



## 【IV-2】投資誘致① ～製造業に対する主な投資優遇措置一覧～

優遇措置名	期間	内容
パイオニアステータス	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政府が指定する投資奨励事業及び品目の生産に携わる企業は、生産開始より5年間、法定所得の70%の免税を受けることが可能</li> <li>✓ 奨励地域やハイテク産業、国家的・戦略的に重要なプロジェクトに投資する企業は、5年間の法定所得の100%が認められる場合あり</li> </ul>
投資税額控除 (ITA)	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政府が指定する投資奨励産業及び品目の生産に携わる企業は、適格資本的支出の60%について課税所得額控除が可能</li> <li>✓ この控除で該当賦課年度の法定所得の70%を相殺可能。未控除額は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越すことが可能</li> <li>✓ 奨励地域やハイテク産業（最先端の素材、医療関連機器、バイオテクノロジー、代替エネルギー生産等）、国家的・戦略的に重要なプロジェクトに投資する企業は、5年間の法定所得の100%が認められる場合あり</li> </ul>
再投資控除(RA)	15年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 操業開始から最低36ヶ月経ており、生産能力拡大や生産設備を近代化するために再投資を行う企業が対象</li> <li>✓ 適格資本的支出の60%の割合で認められ、賦課年度の法定所得の70%を相殺することが可能(申請開始から15年間)未利用の控除は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越すことが可能</li> </ul>
原材料に対する輸入税・売上税の免除		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 完成品を輸出する場合、原材料が国内で生産されていない場合、また生産されていたとしても品質や価格が見合わない場合、完成品は国内市場向けだが、原材料が国内で生産されていない場合、輸入税、売上税の免除が申請可能</li> </ul>
機械設備に対する輸入税・売上税の免除		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 製造に直接使用される機械設備、スペアパーツ、消耗品に関し、国内で入手できない場合、輸入税及び売上税免除の申請可能</li> </ul>





## 【IV-2】投資誘致② ～物流業における投資優遇措置～

	総合物流センター(ILS)	国際総合物流センター(IILS)
管轄機関	マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority/略称MIDA)	
定義	✓ フレイトフォワーディング、倉庫、輸送業を主要事業とする総合物流事業者	✓ 一社でシームレスに域内またはグローバル総合物流サービスを提供する物流事業者
恩典内容	<p>以下二つの税務恩典のいずれかを選択可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パイオニアステータス <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業開始より5年間、法定所得の70%免税</li> </ul> </li> <li>✓ 投資税額控除 (ITA) <ul style="list-style-type: none"> <li>• 適格資本的支出の60%を課税所得額から控除することが可能。この控除で該当賦課年度の法定所得の70%を相殺可能。未控除額は、全額が利用されるまで、翌年以降に繰り越し可能</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外資100%の設立が可能</li> <li>✓ 税務恩典はなし</li> </ul>
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ マレーシア資本60%以上</li> <li>✓ 倉庫、輸送、フレイトフォワーディング業務を行い、以下事業のうち最低一つを行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>• 流通</li> <li>• その他関連業務(パレタイジング、組立/据付、ブレイクバルク、混載、梱包/再梱包、調達、品質管理、ラベリング/リラベリング、検査等)</li> <li>• サプライチェーンマネジメント</li> </ul> </li> <li>✓ 商用車20台、倉庫5,000㎡以上の設備を保有すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 倉庫、輸送、フレイトフォワーディング業務(含む通関業務)を行い、以下事業のうち最低一つを行うこと <ul style="list-style-type: none"> <li>• 流通</li> <li>• その他関連業務(パレタイジング、組立/据付、ブレイクバルク、混載、梱包/再梱包、調達、品質管理、ラベリング/リラベリング、検査等)</li> <li>• サプライチェーンマネジメント</li> </ul> </li> <li>✓ 商用車20台、倉庫5,000㎡以上の設備を保有すること</li> <li>✓ マレーシアを域内における物流ハブの拠点とすること</li> </ul>
備考	✓ ILSとは別に各事業毎のライセンス取得を要する	✓ IILS資格を取得した場合、各事業毎のライセンスも同時に税関から発給される



## 【IV-2】投資誘致③ ～その他の主な投資優遇措置一覧～

優遇措置名	期間	内容
地域統括本部 (Principal Hub)	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域統括業務を営む企業に対する優遇措置。既存のOHQ(経営統括本部)、IPC(国際調達センター)、RDC(地域流通センター)に対する優遇措置が統合</li> <li>✓ 統括会社の事業規模、内容に応じて3段階の恩典に分かれており、法人税の優遇はそれぞれ0%、5%、10%</li> <li>✓ 特定の条件(雇用、事業支出の増加)を満たすことで恩典期間をさらに5年間延長可能</li> </ul>
資金管理センター(TMC)	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ TMCとは地域の財務管理を行う企業であり、役務料・経営指導料、受取利息、保証料等について5年間法人税が70%免除され、利息源泉税や印紙税も免除</li> <li>✓ TMCに勤務する駐在員の個人所得税は、マレーシア滞在日数に該当する課税所得についてのみ課税</li> </ul>
自由貿易地域(FZ) 保税工場(LMW)		<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ FZはマレーシア国外とみなされ、輸入税、売上税等の関税が免除される区域のこと。FZに立地する企業は製品の80%以上を輸出することが求められる</li> <li>✓ LMWはFZ以外の主関税地域に事業所を設置する輸出品製造業者を対象とした優遇措置。FZ同様、企業は製品の80%以上を輸出することが求められる</li> </ul>
マルチメディアスーパー コリドー(MSC)	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ MSCとは、アジアにおけるIT開発拠点として、マルチメディア製品やサービスを創出、流通、利用する場をマレーシア政府が提供するプロジェクト</li> <li>✓ MSCステータス取得企業は、10年間法人税100%免除のパイオニアステータス、またはITA(投資控除)により5年間の適格資本支出全額が税控除。マルチメディア機器の輸入関税が免除</li> </ul>
ハラル産業に関する 優遇措置	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政府が指定したハラルパークに立地するハラル企業は、10年間の適格資本支出に対する100%の法人税免除または5年間の輸出売上に対する法人税免除が受けられる</li> <li>✓ ハラル奨励商品の開発・生産に使用される機械・設備、原材料の輸入税及び売上税の免除</li> <li>✓ 指定されたハラルパーク以外に立地するハラル企業は5年間の適格資本支出全額控除(ITA)を受けられる</li> </ul>





## 【IV-2】投資誘致④ ～大型長期開発計画～

	イスカンダル開発	北部コリドー開発	東部コリドー開発	サバ開発コリドー	サラワク再生エネルギーコリドー
開発期間	2006-2025	2007-2025	2007-2020	2008-2025	2008-2030
面積 (km <sup>2</sup> )	2,216	17,186	66,736	73,997	70,708
地域	ジョホール南部中心	ペナン、ケダ ペルリス、ペラ	パハン、クランタン トレンガヌ	サバ	サラワク
監督官庁	イスカンダル地域開発庁	北部コリドー開発庁	東海岸経済地域開発委員会	サバ経済開発投資庁	サラワク地域コリドー開発庁
重点産業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育</li> <li>2. 保健医療</li> <li>3. 観光</li> <li>4. 物流</li> <li>5. 金融</li> <li>6. 情報クリエイティブ産業</li> <li>7. 電子・電気</li> <li>8. 石油・石油化学</li> <li>9. 食品・食料</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業</li> <li>2. 製造</li> <li>3. 観光</li> <li>4. 教育</li> <li>5. ロジスティクス</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業</li> <li>2. 教育</li> <li>3. 製造</li> <li>4. 観光</li> <li>5. 石油、ガス、石油化学</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業</li> <li>2. 製造</li> <li>3. 観光</li> <li>4. ロジスティクス</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アルミニウム</li> <li>2. ガラス</li> <li>3. 海洋技術支援</li> <li>4. 金属関連</li> <li>5. 石油関連</li> <li>6. 木材関連</li> <li>7. 漁業・水産養殖</li> <li>8. 畜産</li> <li>9. パーム油</li> <li>10. 観光</li> </ol>
投資インセンティブ (重点産業の事業を 指定域内で行うことが 前提)	<p>2015年12月31日までに事業開始したIDRステータス企業(クリエイティブ、教育、観光、ヘルスケア、物流、金融)に対し下記恩典あり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定事業の所得に対して10年間の100%法人税免除</li> <li>2. 非居住者へのロイヤリティや技術フィーの支払に対する源泉税10年間免除</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定事業の所得に対して10年間の法人税免除か、5年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除</li> <li>2. 印紙税の免除等</li> </ol>	<p>2015年12月31日までに事業開始した企業に対し下記恩典あり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定事業の所得に対して10年間の法人税免除か、5年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除</li> <li>2. その他事業に応じたインセンティブの提供</li> </ol>	<p>認定事業の所得に対して5～10年間の100%法人税免除か、5～10年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定事業の所得に対して10年間の法人税免除か、5年間の適格資本支出に対し、100%の投資税額控除</li> <li>2. 州政府により提供される、水、電気、土地の売却額や条件については柔軟に対応</li> </ol>	



## 【IV-3】為替管理制度① ～貿易取引～

- ◆ 2013年金融サービス法および2013年イスラム金融サービス法により為替管理制度について規定
- ◆ 2016年12月2日、マレーシア中央銀行より、「Statement by Financial Markets Committee Initiative to Develop the Onshore Financial Market」がプレスリリースされ、輸出収益の75%の外貨リング転(またはリング転の為替予約をすること)、外貨口座(FCA)の分別管理などが新たに規定

### 貿易取引(2016年12月2日中銀規制概要)

内容	詳細
外貨建て輸出代金(財のみ、仲介貿易を含むサービスは対象外)からの外貨保有を25%に制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 輸出代金(財のみ、仲介貿易を含むサービスは対象外)として受取る外貨は、25%まで保有可能(Receipt単位) マレーシア国内を財が通過しないケースに限定</li> <li>✓ 残りの代金については、受取った当日中にMYR転、またはMYR転の為替予約を行う必要あり但し、為替予約でMYR転ヘッジ済の場合、予約の期日まで見合い金額を外貨のまま保有可能</li> </ul>
外貨口座の分別管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 主にTrade決済用のTrade FCAと、その他の決済用のInvestment FCAで分別管理をすることが必要</li> <li>✓ それぞれの口座の入金原資、払出目的は限定されており、外貨の受取、支払に合わせ、外貨口座の位置付けを明確にすることが必要</li> </ul>
SDF(Special Deposit Facility)の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ MYR転した輸出代金については、銀行が提供するSDF口座への入金が可能</li> <li>✓ SDF口座には、日次で3.25%の金利が付与(全金融機関が同一レート)</li> </ul>
国内商取引(財・サービス)における外貨決済の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国内での財、サービス(含む前述の仲介貿易)における決済はMYR建とすることが必要</li> </ul>
先物外貨買予約の長期(6ヶ月超)契約禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 先物為替予約は、輸入支払または外貨借入返済目的での外貨買いにつき、6ヶ月以内の受渡し分(6ヶ月以内に期日が到来する債務のヘッジ)のみ可能。投資等他の目的での外貨買いおよび外貨売りについては従前と変更なし</li> <li>✓ 本ルール施行(12月5日)以前に約定した為替予約については、解約を行う必要はない。但し、前頁の国内商取引にかかる居住者間外貨決済目的での外貨買い予約の場合、同決済方法自体が禁止されている点(但し、前頁下段記載の経過措置有り)に要注意</li> </ul>
書面エビデンスを要しないヘッジの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 居住者はUSD/MYR及びCNH/MYRの先物為替予約(当日物以外)について、書面によるエビデンス無しで、MYR 6Mのネット・オープン・ポジション(NOP = 上記両通貨ペア合算でのMYRの未決済残高)を上限に取引執行(新規約定・解約)が可能</li> </ul>



# 【IV-3】為替管理制度② ～貿易外・資本取引～

## 貿易外・資本取引

貿易外取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非居住者である個人および金融機関は、直接・間接にかかわらず、マレーシアの居住者に対し、預金や保険金を募ること、保険商品やその他の商品を提供することは認められていない</li> </ul>
資本取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 居住者は、非居住者に対するリンギ建てまたは外国通貨建ての支払いがRM20万までの場合は、中央銀行への報告は不要</li> <li>✓ 居住者および非居住者は、リンギ通貨の持ち込み、持ち出しがUSD1万相当額まで認められ、外国通貨の持ち込み、持ち出しには制限なし</li> </ul>
	<p><b>投資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 非居住者によるマレーシアへの投資 直接投資家は、資本、収益、配当、利息、報酬、賃貸料を自由に本国へ送金可。非居住者は、その資産を居住者に、リンギ建てまたは外貨建てで売却可。但し、マレーシア国外への送金は、外国通貨で行う必要あり</li> <li>✓ 居住者による海外投資 国内信用供与を得ていない居住者である企業および個人は、自由に海外へ投資可。リンギ建て国内信用供与を得ている居住者は、外国を源泉とする資金の保有外国通貨で自由に海外へ投資可。株主資本RM10万以上で開業後1年以上の企業は同一企業グループ内で暦年でRM5,000万まで、個人は同RM100万まで、リンギを外国通貨に転換して海外投資可。2011年の緩和発表により、中央銀行により適格と判断された会社は、年間RM5,000万の上限なしに一定の海外直接投資可能に。また、すべての居住者は外貨建て借入れ制限の範囲内で、調達した資金を使って海外投資可能</li> <li>✓ その他、居住者である投資信託運用会社およびファンド運用会社や、認可保険会社についての条件あり</li> </ul>
	<p><b>信用供与</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 居住者に対する外貨建て信用供与 企業(居住者)は、非居住者金融機関、グループ外からの借入れを目的とする特別目的会社を除き、グループ内の居住者・非居住者である他社、居住者・非居住者の直接株主は国内の認可銀行等から、居住者に対する外貨建て債券発行を通じ、金額制限なく自由に外貨建て信用供与の獲得可能。また、グループ内の非居住者である他社、もしくは直接株主以外の非居住者から、グループ内で親子関係にある居住者企業と合計でRM1億を上限に外貨建て信用供与の獲得可能。また、外貨建て借入れの元本および利息についても、資金の再調達が可能</li> <li>✓ 居住者に対するリンギ建て信用供与 企業(居住者)は、国内の実需に基づく活動のために、グループ内の非居住者の他社(非居住者金融機関を除く)または非居住者の直接株主から、リンギ建て普通債券またはイスラム債券の発行を通じ、金額制限なく自由にリンギ建て信用供与の獲得可能。また、グループ内で親子関係にある居住者企業と合計でRM100万を上限に、国内での使用を目的に、グループ内の非居住者企業または個人からリンギ建て信用供与の獲得可能</li> <li>✓ 非居住者に対する外貨建て信用供与 非居住者は、国内の認可銀行、国内の他の非居住者、居住者である企業や個人、家族から、金額制限なく自由に外貨建て信用供与の獲得可能。但し、リンギ建て国内信用供与を得ている居住者がリンギを外貨に転換することで信用供与を行う場合、その居住者側の制限として、個人は年間RM100万、企業は同一企業グループ内で年間RM5,000万が信用供与の上限</li> <li>✓ 非居住者に対するリンギ建て信用供与 非居住者は、国内の実需に基づく活動や、国内の住宅や商業用不動産購入のために、国内の認可銀行からリンギ建て普通債券またはイスラム債券の発行を通じ、金額制限なく自由にリンギ建て信用供与の獲得可能</li> </ul>
	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 先物外国為替契約 居住者は貿易取引について、国内の認可銀行と自由に先物予約可能。保有する外貨資産に対する先物予約も可能。非居住者(金融機関を除く)は、経常取引については確定した取引実額または予想額ベースで、非経常取引では確定した取引実額ベースで、それぞれ先物予約可能。非居住者の代理人としての非居住者金融機関は、確定した取引実額ベースで先物予約可能</li> </ul>



# 【IV-3】為替管理制度③ ～外国為替管理規定～

- ◆ マレーシア外国為替管理規定における、グループ会社間の貸付・借入に関する主な規制は以下のとおり
- ◆ マレーシアから国外グループ会社に対して外貨貸付を行う場合は、一定の条件あり

国内取引				クロスボーダー取引			
リンギ		外貨		リンギ		外貨	
国内グループ会社への貸付	国内グループ会社からの借入	国内グループ会社への貸付	国内グループ会社からの借入	国外グループ会社への貸付	国外グループ会社からの借入	国外グループ会社への貸付	国外グループ会社からの借入
○	△	○	○	○	○	①国内またはオフショアに保有する外貨にて貸付の場合、金額制限なく可能 ②リンギ建国内借入がない場合、金額制限なく可能 ③リンギ建国内借入があり、リンギを外貨に転換の上貸付を行う場合、グループで暦年合計RM50Mを上限に貸付可能	○

(凡例) ○:可能 △:条件付可

(\*1)(\*2) マレーシア国内からのリンギ建送金は不可のため、実務上はドローバック送金またはリンギ建契約で他通貨による送金により貸付・借入を行う。





## 【IV-4】貿易制度

### ◆ 国際貿易産業省、税関局により管轄

- 2013年3月21日、政府機関への問い合わせなどを1カ所に対応する「1 Malaysia One Call Centre」(1MOCC)が設置
- ◆ 1967年関税法(Customs Act 1967 (CA))、2012年関税(輸入禁止/輸出禁止)令により法律が規定
- その他に動物保護法や野生保護法など輸出入関連規制については各種国内法あり

### 輸入関連規制・ライセンス

- ✓ 輸入業者は、製品を税関に申告し、課税対象となる場合は関税の支払いに責任を有する
- ✓ 輸入規制は、①完全に輸入が禁止される品目(コーランを模した布や有害な化学物質など)、②輸入ライセンスを要する品目(砂糖や自動車など)、③保護措置等のために輸入ライセンスを要する品目、④輸入方法に条件が付される品目(鉄鋼製品・アルミ製品など)の4つに分類
- ✓ 強制適合性検査(Certificate of Approval: COA)制度  
鉄鋼製品・アルミ製品等については、粗悪な製品の国内流入を防ぐ理由から、輸入者は、建設資材については、建設業開発庁、製造のための原材料については、試験・検査・証明機関のSIRIM QASより、COAまたはCOA免除のレターの入手が必要
- ✓ インドネシアについては丸太などの木材、イスラエルについては全品について、輸入ライセンスが必要
- ✓ 輸入に関する主たる法律には、関税法の他にワシントン条約に基づく、絶滅の恐れのある生物を保護するための輸入関連法規、2010年戦略貿易法等あり

### 輸出関連規制・ライセンス

- ✓ 輸出規制は、①完全に輸出が禁止される品目(有害化学物質や天然の砂など)、②輸出ライセンスを要する品目(砂糖や一部の油脂など)、③輸出方法に条件が付される品目(動物や殺虫剤など)の3つに分類
- ✓ 輸出ライセンスは、製品の種類に応じて、国際貿易産業省(MITI)、マレーシア検疫所など、各省庁、国家機関、または関係する政府部署が発給
- ✓ イスラエル向けの全品目について、輸出ライセンスが必要
- ✓ マレーシアの国際的義務の遂行と国家安全の観点から、2010年戦略貿易法が公布、2011年7月1日から完全施行  
戦略品目(兵器および兵器になりうる機器・設備等)の輸出・積み替え・通過を規制し、取引仲介者も含め該当品目を扱う者は、MITIに登録を行い、輸出ライセンスを取得する必要あり

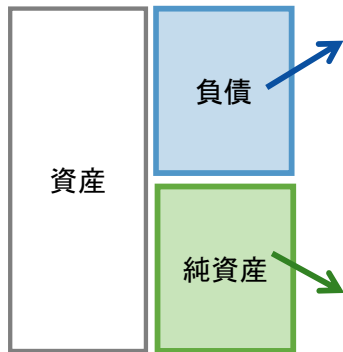


# 【IV-5】資金調達① ～資金調達方法～

- ◆ 日系企業における資金調達は、①現地での銀行ローン、②親子ローンが主流
- ◆ マレーシアリングgit (MYR)は、オンショアバンクより調達可能(ドローバック送金を活用すれば親子ローンでも調達可)

## 資金調達方法

### <B/Sイメージ>



### <調達方法>

- 借り入れ
- 社債発行
- etc

### <調達方法>

- 新規発行
- 増資
- etc

### <主な調達方法>

現地での借入  
(オフショアバンク)

現地での借入  
(オンショアバンク)

親子ローン

詳細

### POINT

資金調達方法は、様々であるが、  
海外事業運営上、  
上記3つの調達方法が主流

## 現地での借入

### オンショアバンク(マレーシアみずほ (現法))

取引種類 短期・長期借入

規制

総与信枠合計に制限あり  
・1グループ:(銀行の)自己資本×25%  
・通貨規制無し

### オフショアバンク(みずほ銀行ラブアン支店)

取引種類 短期・長期借入

規制

・外貨のみ(リングgit取扱不可)  
・調達金額がRM100M相当(極度基準)を  
超える場合、中銀承認が必要

## 親子ローン

取引種類

親会社から借入

規制

・国外関連会社からの借入は自由  
・ドローバック送金を利用すればリングgit建可  
・源泉税あり



## 【IV-5】資金調達② ～規制～

### 規制全般

	銀行からの借入(現地)		国外関連会社からの借入
貸し手	オンショアバンク	オフショアバンク	国外関連会社
通貨	リング及び外貨	外貨のみ(リング建不可)	外貨 (ドローバック送金を利用することで リング建も可)
金利	リング : 基準金利+SP 外貨 : 基準金利+SP	外貨 : 基準金利+SP	リング : 基準金利+SP 外貨 : 基準金利+SP
資金用途	制限なし	制限なし	リング : マレーシア国内での使用限定 外貨 : 制限無し
当局許可	特になし	調達額がRM100M相当(極度ベース)を超える場合、 中銀承認が必要 (申請後承認まで、2週間~3ヵ月要する)	特になし
印紙税	契約金額に対し0.5% (契約条件が無保証・無担保 かつ期限一括返済の場合0.1%)	不要	不要
源泉税	不要	不要	10%(日本への支払い) 10%(シンガポールへの支払い)
その他	グループ貸出規制有 (Single Lending Limit) 1グループ貸出制限 :(銀行の)自己資本×25%	特になし	特になし



## 【IV-5】資金調達③

### 各種規制について

#### Single Lending Limit (“SLL”)について

- ✓ グループの範囲については実質支配基準で判断(銀行により判断基準が異なる。案件ごとに確認要)
- ✓ 対象となる与信は貸出以外も含まれる(保証、為替予約、デリバティブ等全与信取引)

#### 金利固定化について

- ✓ 金利スワップを組み合わせる事により、変動金利の固定化は可能
- ✓ 通貨スワップと組み合わせることにより、他通貨への交換は可能

#### MYR関連の通貨スワップ・金利スワップについて

- ✓ 個別承認不要、但しエクスポージャー(SLLに影響)として認識

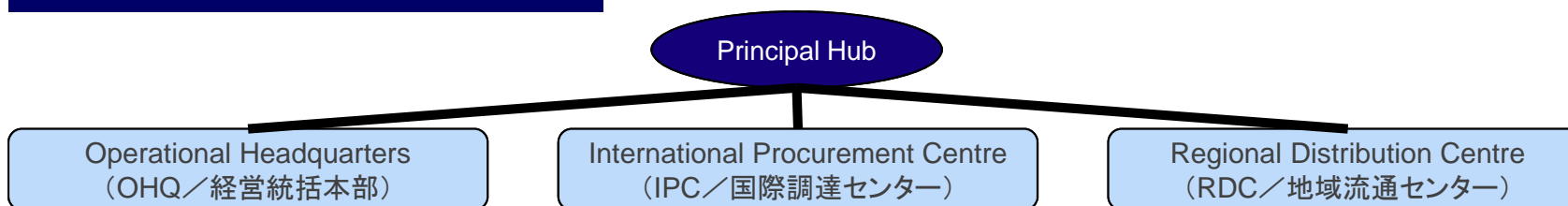




## 【IV-6】統括会社① ～Principal Hub～

- ◆ 2015年4月、マレーシア通商産業省は、マレーシア国内での地域統括拠点設置に対する優遇措置について、OHQ、IPC、RDCステータスに替わる“Principal Hub”に対する新優遇制度を発表
  - 定義: リスクマネジメント、意思決定、戦略的な事業活動、商取引、財務、経営、人事などの主要業務を管理・統括・支援する地域・グローバル統括拠点としてマレーシアを活用する現地法人
- ◆ 新制度の申請期間は2015年5月1日～2018年4月30日
  - マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority/略称MIDA) が管轄

### Principal Hub イメージ図



- 下記サービスがPrincipal Hubの認定サービスとみなされる
- 恩典を受けるためには、最低3つの認定サービス(内1つは戦略サービスから)を被統括会社に提供することが必要

#### A. 戦略サービス

1. 域内P&L/事業部門管理
2. 戦略的な事業計画及び会社運営
3. コーポレートファイナンスアドバイザーサービス
4. ブランドマネジメント
5. 知的財産管理
6. シニアレベルの人材採用・管理

##### 【域内P&Lマネジメントとは】

企業成長に重点を置き、経営資源配分、域内またはグローバル事業の方向性決定、歳入歳出予算のモニタリング、ROIプラスの確保を行うこと

#### B. ビジネスサービス

1. 入札管理
2. 財務・資金管理
3. R&D/イノベーション
4. プロジェクト管理
5. 販売・マーケティング
6. 事業開発
7. 技術支援・コンサルティング
8. 情報管理・処理
9. 経済・投資調査分析
10. 戦略的調達・購買・流通
11. 物流サービス

#### C. シェアードサービス

1. 研修・人事
2. 財務・会計(業務処理・内部監査)
3. 総務
4. ITサービス



## 【IV-6】統括会社② ～Principal Hub恩恵詳細～

- ◆ 統括会社の規模、事業内容に応じて3段階の恩典に分かれ、従前制度と比較し柔軟な運用が可能
  - 申請企業はインセンティブ開始後3年以内に諸条件を達成する必要あり
- ◆ 優遇期間は5年間であるが、特定条件にコミットすることで、各Tierごとに5年間の延長が可能
  - 各Tier最大10年間のインセンティブ期間あり

		Tier1	Tier2	Tier3
恩典期間		5年間（特定条件の3年以内の達成をコミットすることで5年間の延長が可能）		
優遇	法人税率	0%	5%	10%
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓100%の外国資本保有</li> <li>✓必要に応じた外国人駐在員の就労枠が認められる</li> <li>✓関税免除(最終消費者に配送する前の製造、再梱包、貨物混載・統合のため、原材料、コンポーネント、完成品を自由工業地域、自由商業地域、保税倉庫、認可を受けた倉庫(LMW)等に持ち込む際)</li> <li>✓外国為替管理の柔軟な適用</li> </ul>		
申請条件	払込資本金	RM2.5百万		
	商品取引売上高	Goods Based Applicant Company(製造、卸・貿易、小売業等)の場合:年間RM300百万以上		
	統括国数	5ヶ国以上(海外)	4ヶ国以上(海外)	3ヶ国以上(海外)
	年間事業支出	RM10百万	RM5百万	RM3百万
	認定サービス数	域内P&L、 他2つ以上の認定サービス	域内P&L、 他2つ以上の認定サービス	戦略カテゴリーから1認定サービス、 他2つ以上の認定サービス
	雇用( )	高価値雇用50名 (内5名はキーポスト)	高価値雇用30名 (内4名はキーポスト)	高価値雇用15名 (内3名はキーポスト)
	その他	3年以内に高価値雇用のうちマレーシア人が占める割合を50%以上とすること		
5年間の延長条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓年間事業支出条件についてベースコミットメントから30%増</li> <li>✓雇用条件についてベースコミットメントから20%増</li> </ul>			

※【雇用定義】高価値雇用: マネジメント、アナリスト、コミュニケーション、問題解決、IT熟練等の高度かつ多様な経営、技術、専門的スキルを要する業務。最低月収RM5千  
キーポスト: 戦略的または経営的な要職。最低月収RM25千

. 基礎情報

. 投資関連情報

. 拠点設立

. 各種規制・恩典・参考情報

. その他



## 【V-1】業務提携① ～Malayan Banking Berhad(Maybank)～

- ◆ 2010年12月、マレーシア最大の地場銀行であるメイバンクと業務提携覚書を締結
- ◆ メイバンクとはそれまで約40年にわたる親密な関係を築いてきたが、一層の連携強化によりお客さまの事業展開を万全の体制でサポートすべく、包括的な業務提携覚書を締結



### ✓ 業務提携覚書の骨子

- ① プロダクト・ストラクチャリングノウハウの相互提供
- ② 両行のネットワークの相互提供
- ③ 案件の相互紹介

### ✓ 業務提携の対象とする範囲

シンジケートローン、ストラクチャードファイナンス、トレードファイナンス、デリバティブ、海外業務、キャッシュマネージメントサービス、イスラム金融等



### 【Maybankの概要】

1960年に設立され、世界20カ国に2,400のオフィス、44,000人のスタッフ、2,200万人の顧客を擁するマレーシア最大規模の金融グループ。商業銀行、投資銀行、イスラム金融、リース、保険、アセットマネジメント等総合金融サービスを提供。傘下の投資銀行部門であるMaybank Investment Bankとみずほ証券は、2009年、業務提携覚書に調印済み  
また、2016年8月にはメイバンク子会社のMaybank Kim Engとみずほ証券がアジア市場のエクイティにかかる分野で業務提携を行うことに合意



## 【V-1】業務提携② ～Malaysian Investment Development Authority (MIDA)～

- ◆ 2006年2月、マレーシア投資開発庁(MIDA)との間で日系企業進出支援に関する業務協力覚書に調印
- ◆ 当グループの顧客基盤、ネットワーク網、並びにMIDAの当地における専門的なアドバイス、サポート等お互いの強みを生かした相互協力を通して、両国の投資促進を狙う



✓ 業務提携覚書の骨子

- ① 日系企業進出、誘致に関する相互協力
- ② 中小企業を含む日系企業相談会等の共催
- ③ 日系企業に対するマレーシア側パートナーの選定、諸手続のサポート



### 【マレーシア投資開発庁の概要】

1967年に設立された、マレーシアの製造業・サービス業の促進を担うマレーシア政府の主要機関。MIDAは企業の製造業またはサービス業への投資をサポートし、またプロジェクトが実現されるように支援しているとともに、別途下記の製造業・サービス業の申請を処理している

- ✓ 製造ライセンス
- ✓ 税制優遇措置
- ✓ 外国人駐在員ポスト
- ✓ 原材料、部品、機械機器に関する関税の免除

# Disclaimer

© 2017 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は、当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。